

ケース①

自筆証書遺言を 作成し保管している お客様



自 筆証書遺言は、遺言者が自ら作成・保管できる形式の遺言です。「手軽に作成できる」「作成した遺言はだれにも知られない」ことから、多くの人に利用されています。手間も比較的少ないうえ、費用もほとんどかからず、いつでもどこでも遺言が作成できるメリットは大きいといえます。

しかし、良い点ばかりではありません。自筆証書遺言は遺言者だけで作成できるというメリットが仇になってしまうケースが多いからです。相続に関する知識や経験が豊富な専門家が関与する公正証書遺言と異なり、遺言者が相続に関する知識等がないまま作成すると、かえって相続時の争いのもとになってしまうこともあるのです。

●公正証書遺言を紹介する

自筆証書遺言の形式には法的要件があり、形式に不備があると無効になるおそれがあります。また、保管方法の規定がないために、遺言者は人目につかないところにしよう傾向があり、相続時に

だれにも見つけられない可能性があります。たとえ発見されたとしても遺言の内容が隠ぺいや改ざんされる可能性も考えられます。遺言の内容について「保有不動産は長男に任せる」というような曖昧な表現を使えば、長男に不動産を与えるのか、不動産の管理を依頼したのか不明確であり、場合によっては相続人同士の争いの原因になるかもしれません。

このような問題がないのが公正証書遺言です。公証人が遺言者からの口授によって作成する公正証

書遺言の場合、形式の不備により無効になる心配はありません。原本が公証役場に保管されるため隠ぺいや改ざんの可能性もありません。証人2名が確認するため、意思能力が問題になるリスクも軽減できます。作成に一定の費用はかかりますが、公正証書遺言のほうが安心といえるでしょう。

本ケースのお客様には、自筆証書遺言の問題点とともに、自筆証書遺言のほかが安心である旨を紹介するとよいでしょう。

▼このようにアドバイスしてみよう

